

所管事項調査

< 目次 >

ページ

- 1 第2期長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略について 1
第2期長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略（案） 別冊1

- 2 長崎市国土強靱化地域計画について 7
長崎市国土強靱化地域計画（案） 別冊2

企 画 財 政 部

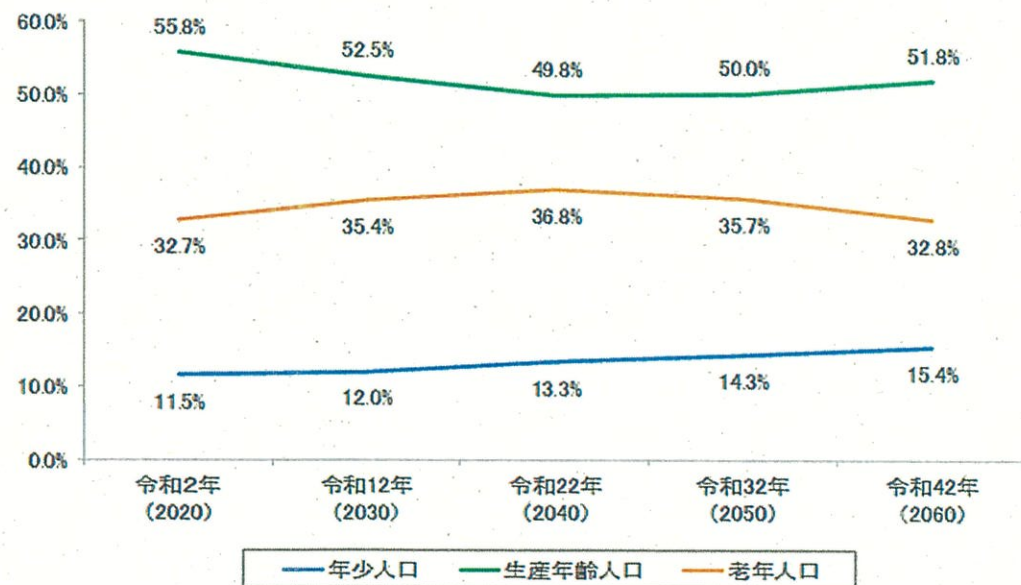
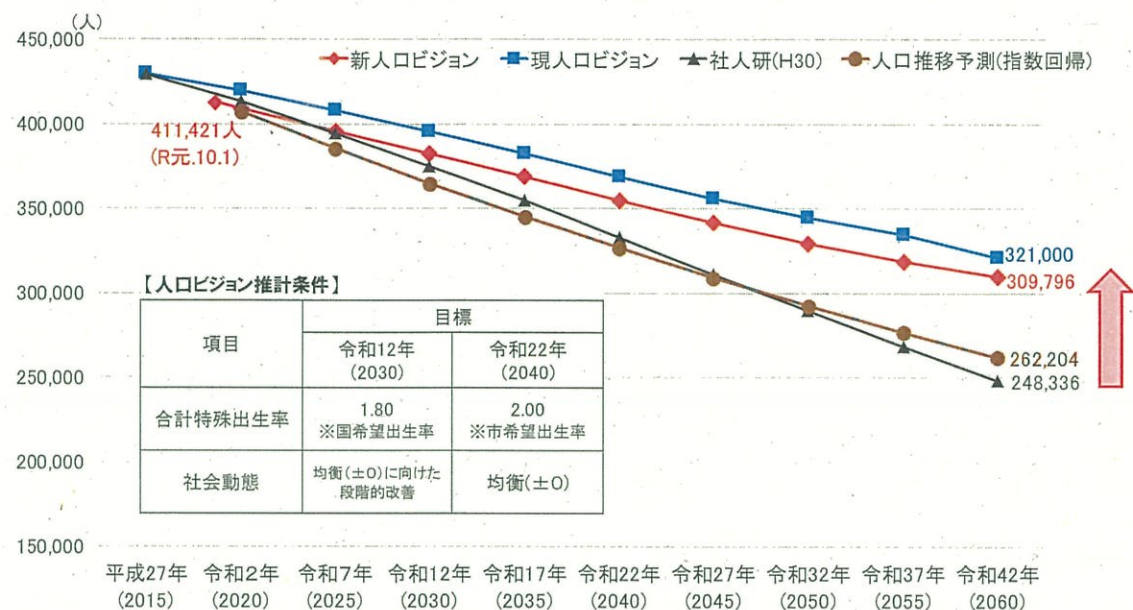
令 和 2 年 2 月

1 第2期長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略について

(1) 人口の将来展望

令和元年10月1日現在の推計人口411,421人を基準とし、以下に示す平成28年3月に策定した長期人口ビジョンの仮定値を置き、長崎市の将来人口を展望する。

合計特殊出生率については、令和12年に国の希望出生率1.80を、令和22年に市の希望出生率である2.00をめざすこととする。



(2) 新人口ビジョン達成に向けた改善目標

区分	第2期総合戦略計画期間						減少数 R1⇒R6	R7年
	R1年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年		
新人口ビジョンの推移予測 ①	411,421	409,447	406,675	403,903	401,131	398,359	13,062	395,586
人口推移予測(指数回帰) ※1 ②	411,421	407,370	402,907	398,493	394,128	389,810	21,611	385,540

※1…H27年からR1年までの人口推移に基づき、指数回帰分析により、人口予測値を独自算出。
 指数回帰…過去の推移をもとに将来の変化を予測するもので、実績対象期間の変化率が今後も続くという前提で計算される。

(3) 人口減少対策の基本姿勢

長崎市の人口減少の要因は、若い世代の転出超過とそれに伴う出生数の減少であり、長期人口ビジョンの達成に向けて、第2期総合戦略では、「若い世代に選ばれる魅力的なまち」をめざすべき姿として掲げ、その実現に向けた4つの目標を設定する。

この目標の設定にあたっては、「社会減・自然減の両面で人口の減り方をおさえる」、「人口が減っても暮らしやすいまちにする」、「交流人口を増やす」という考え方を基本とする。目標の1つ目は、社会減対策として「経済を強くし、新しいひとの流れをつくる」という目標を掲げ、若者や子育て世代が長崎に定着することや新たに住むことにつながるため、魅力ある仕事づくりや、スタートアップなどのチャレンジの応援、学び、暮らし、楽しむ魅力の向上や移住の促進などの施策を展開する。

2つ目は、自然減対策として「子どもをみんなで育てる 子育てしやすいまちをつくる」という目標を掲げ、結婚・妊娠・出産の希望をかなえるとともに、時間と場所の切れ目ない子育て支援や教育環境を充実させる施策を展開する。

3つ目は、人口が減っても暮らしやすいまちにするため、「『まちの形』と『まちを支えるしくみ』をつくる」という目標を掲げ、地域を公共交通網や超高速インターネットなどのネットワークでつなぎ、コンパクトで暮らしやすいまちづくりを進めるとともに、地域コミュニティの活性化やまちづくりの当事者となる人材の育成を図り、地域の力を活かしたまちづくりを推進する。

そして、4つ目として、今後大きく変わるまちを訪れてくる交流人口をまちとつなげて、地域経済の活性化を確実に進めるため、「交流の産業化」という目標を掲げ、インバウンドやMICE、スポーツ、文化などを通じた多くの訪問客を迎えることで、昭和の観光都市から21世紀の交流都市に進化し、「交流の産業化」の成果を高める。

【第2期長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略】

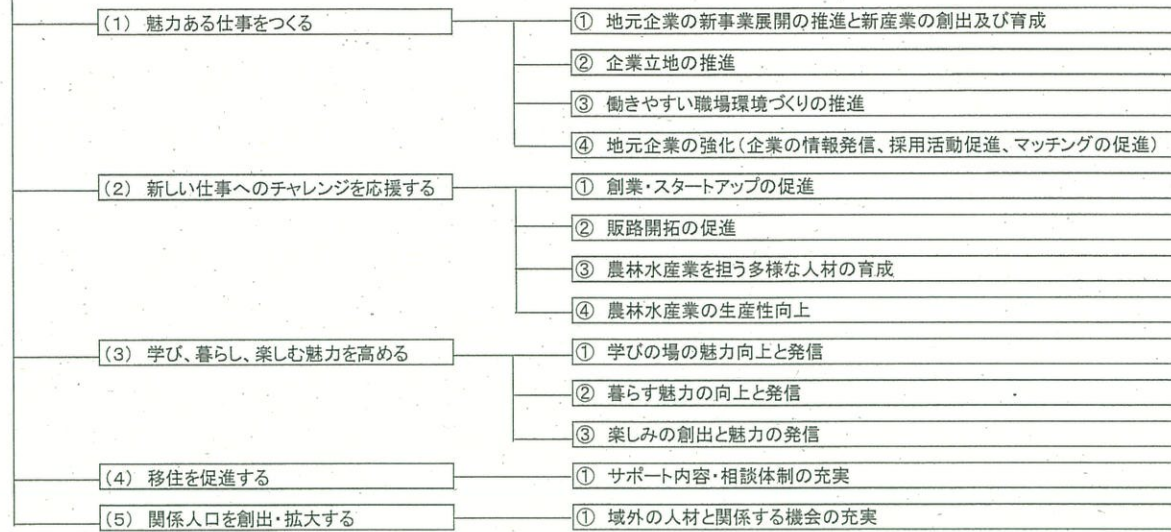
めざすべき姿 若い世代に選ばれる魅力的なまち

- ▶ 基本目標1 経済を強くし、新しいひとの流れをつくる
- ▶ 基本目標2 子どもをみんなで育てる 子育てしやすいまちをつくる
- ▶ 基本目標3 「まちの形」と「まちを支えるしくみ」をつくる
- ▶ 特定目標 交流の産業化

また、特に第2期総合戦略においては、若い世代を意識した中で、「選ばれるまちになる」ことをテーマに掲げて実施する6つの重点プロジェクトを推進することで人口減少に歯止めをかけることに確実に繋げていく。

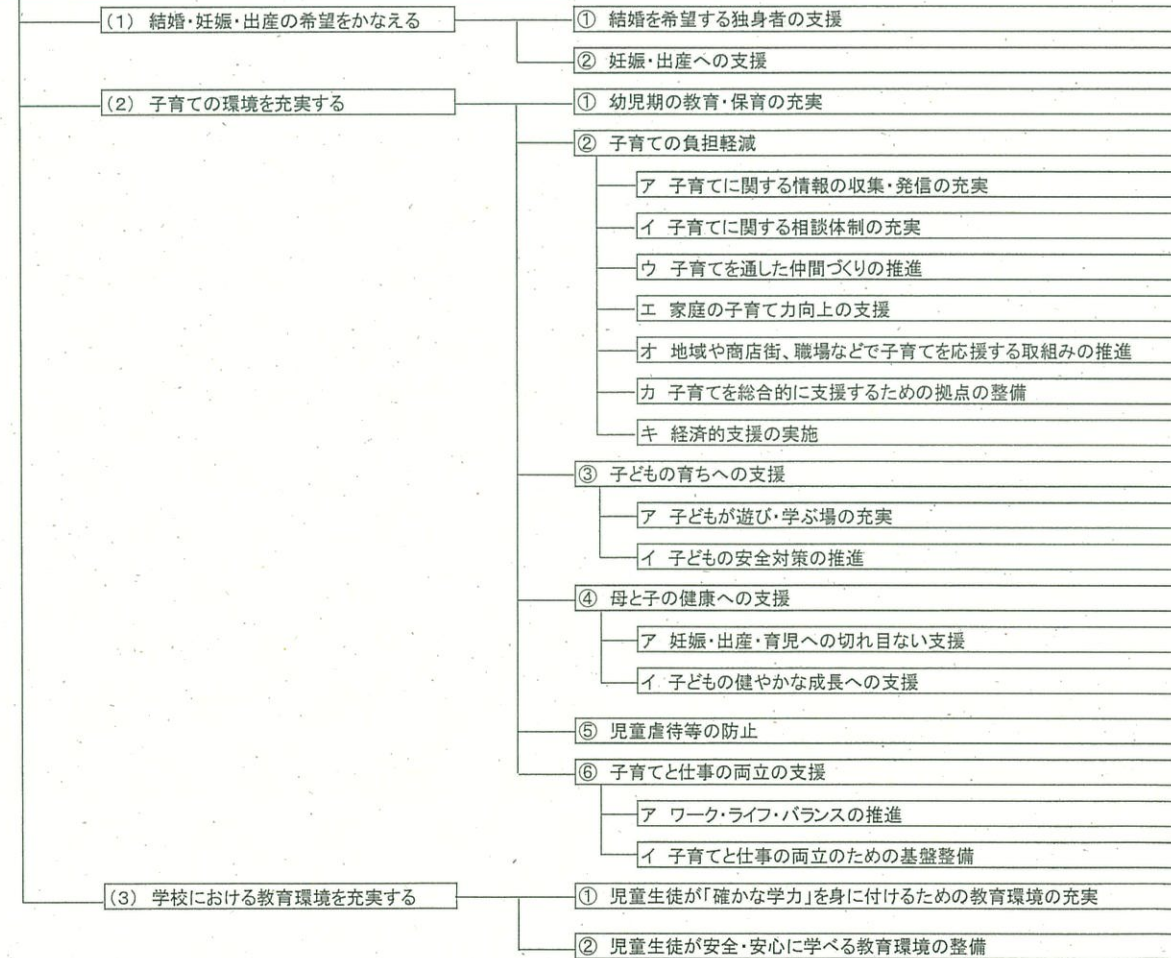
【めざすべき姿】若い世代に選ばれる魅力的なまち

基本目標1 経済を強くし、新しいひとの流れをつくる



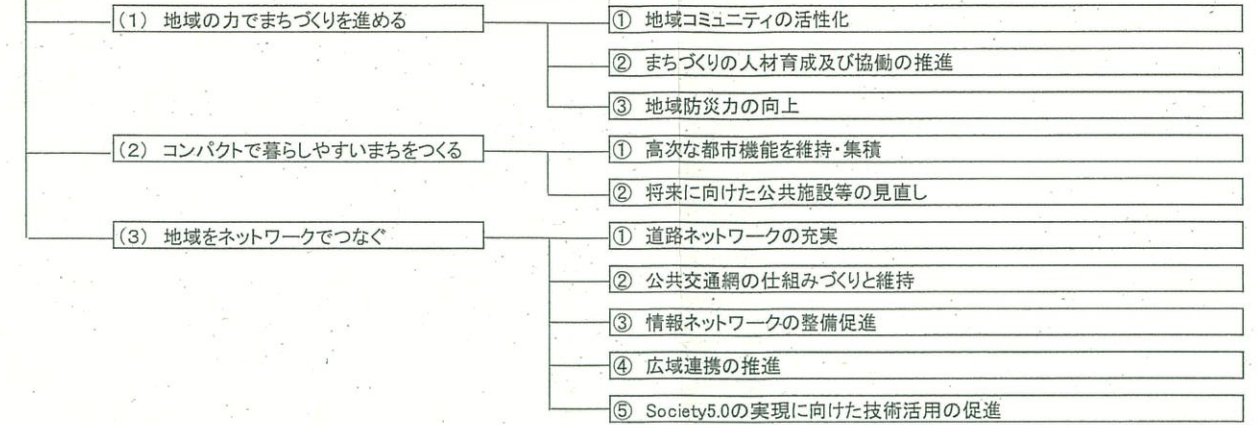
重点プロジェクト・・・「新産業の種を育てるプロジェクト」「長崎×若者プロジェクト」「住みよかプロジェクト」

基本目標2 子どもをみんなで育てる 子育てしやすいまちをつくる



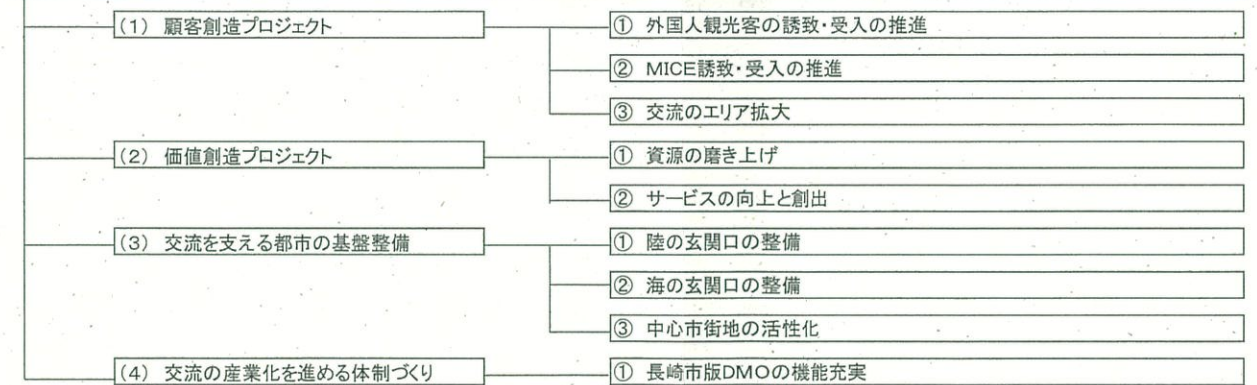
重点プロジェクト・・・「こども元気プロジェクト」

基本目標3 「まちの形」と「まちを支えるしくみ」をつくる



重点プロジェクト・・・「まちをつなげるプロジェクト」「公共施設マネジメント推進プロジェクト」「市役所新化プロジェクト」

特定目標 交流の産業化



重点プロジェクト・・・「まちMICEプロジェクト」「まちぶらプロジェクト」

(5) 基本目標及び特定目標

めざすべき姿

若い世代に選ばれる魅力的なまち

目標及び数値目標

1 経済を強くし、新しいひとの流れをつくる

【基本的方向】

若い世代の転出超過に歯止めをかけるため、新たな産業の創出と育成や企業誘致、創業・スタートアップの促進、地元企業の雇用の強化などに取り組み、将来に向けた安定的な雇用の確保・拡大の実現という視点から取り組みを推進する。

また、特に若い世代に対し、長崎で学び、暮らし、楽しむ魅力を高め、情報発信を強化することで、多様な人材の還流と確保に取り組むとともに、移住希望者一人ひとりに対して、住まいなどの移住の受け皿に関するきめ細やかな支援を行うことで長崎への移住を促進し、併せて、関係人口の創出・拡大を図る。

特に「選ばれるまちになる」ため、「新産業の種を育てるプロジェクト」として、産学官金が連携しながら、新たな産業の創出を後押しすることにより、まちの経済の活力維持と働く場としての魅力向上を図る。

さらに、「長崎×若者プロジェクト」として、若い世代が「楽しむことができる場」と「チャレンジできる場」の創出や、「住みよかプロジェクト」として、住宅供給の観点から政策を立案し、各種施策を実施することで住みやすさの改善につなげる。

◆法人市民税法人税割を課税された法人数

4, 161社(元年度) ⇒ 4, 549社(6年度)

◆企業誘致に伴う新規雇用者数(累計)

2, 358人(元年度) ⇒ 3, 810人(6年度)

◆移住者数

92人(30年度) ⇒ 200人(6年度)

重点プロジェクト

- ・新産業の種を育てるプロジェクト
- ・長崎×若者プロジェクト
- ・住みよかプロジェクト

具体的施策及びKPI

体系	具体的施策	KPI
(1)魅力ある仕事をつくる 新たな産業の創出・育成に係る取り組みへの支援や地域の発展に寄与する企業誘致を推進することで、働く場を確保するとともに、ワーク・ライフ・バランスの周知・啓発などによる働きやすい職場環境づくりの推進と地元企業の情報発信の強化や学生とのマッチングなどによる雇用の強化を図り、多様な人材の確保に取り組む。		
①	地元企業の新事業展開の推進と新産業の創出及び育成	・新事業展開やIoT活用技術による生産性向上に取り組む企業を支援した件数[累計] 6件(30年度) ⇒ 42件(6年度) ・「新産業の種」となり得る大学及び誘致企業等と地場企業との間での新たな取り組みの数[累計] 0件(元年度) ⇒ 5件(6年度)
②	企業立地の推進	・企業立地件数(市外企業新設)[累計] 20件(30年度) ⇒ 38件(6年度)
③	働きやすい職場環境づくりの推進	・県内事業所における1人当たり月平均総実労働時間の対全国比 104.2%(30年) ⇒ 100.0%(6年) ・県内事業所における1人当たり平均年次有給休暇取得率の対全国比 88.6%(30年) ⇒ 100.0%(6年)
④	地元企業の強化 (企業の情報発信、採用活動促進、マッチングの促進)	・市内高校卒業者の市内就職率 48.7%(30年度) ⇒ 59.0%(6年度) ・市内大学卒業者の市内就職率 24.0%(30年度) ⇒ 30.0%(6年度) ・市内企業への新卒採用状況調査におけるUIJターン就職者数 273人(30年度) ⇒ 300人(6年度)
(2)新しい仕事へのチャレンジを応援する 関係機関と連携した創業・スタートアップの希望者や販路開拓に取り組む事業者への支援、農林水産業における多様な人材の育成と生産性向上を支援する。		
①	創業・スタートアップの促進	・創業サポート長崎(の支援)による創業者数 245者(30年度) ⇒ 276者(6年度) ・市のスタートアップ支援を受けて起業した者の数[累計] 0者(30年度) ⇒ 3者(6年度)
②	販路開拓の促進	・地域商社として取引された商談成約件数 80件(30年度) ⇒ 240件(6年度) ・水産物展示商談会における商談成約額 109,800千円(30年度) ⇒ 126,270千円(6年度)
③	農林水産業を担う多様な人材の育成	・認定新規就農者数[累計] 23人(30年度) ⇒ 53人(6年度) ・新規漁業就業者数[累計] 21人(30年度) ⇒ 31人(6年度)
④	農林水産業の生産性向上	・農産物販売額 54.3億円(直近4年平均) ⇒ 56.1億円(6年度) ・漁業生産量 48,264トン(直近3年平均) ⇒ 50,677トン(6年)
(3)学び、暮らし、楽しむ魅力を高める 若い世代に対して、魅力的な「学びの場」、「楽しむことができる場」、「チャレンジできる場」、「住まいを始めとした暮らしの場」を提供し、その魅力を広く発信する。		
①	学びの場の魅力向上と発信	・長崎地域の大学の学生数 14,335人維持
②	暮らしの魅力の向上と発信	・住みよかプロジェクトでの若者・子育て世帯への住宅提供の事業数(累計) 0件(元年度) ⇒ 4件(4年度) ・新たに創出された楽しむことができる場の数(累積) 0件(元年度) ⇒ 5件(6年度)
③	楽しみの創出と魅力の発信	・情報誌から情報を得ている市民の割合(10~20代) ー(元年度) ⇒ 5%(6年度) ・市政情報の発信に満足している市民の割合(10~20代) 68.2%(30年度) ⇒ 70.0%(6年度)
(4)移住を促進する 長崎市への移住を促進するため、長崎で暮らす魅力を発信し、移住希望者一人ひとりに対してきめ細やかな支援を行う。		
①	サポート内容・相談体制の充実	・移住相談件数 400件(30年度) ⇒ 1,000件(6年度)
(5)関係人口を創出・拡大する 地域課題の解決や将来的な移住に向けた裾野を拡大するため、定住に至らないものの、継続的に多様な形で長崎を応援してくれる「関係人口」の創出・拡大に取り組む。		
①	域外の人材と関係する機会の充実	・関係人口の創出、または拡大につながる取り組み件数 5件(元年度) ⇒ 10件(6年度) ・関係人口の創出、または拡大につながる公式SNSフォロワー数[延] 11,215人(元年度) ⇒ 22,558人(6年度)

個別の事業

目標及び数値目標

2 子どもをみんなで育てる 子育てしやすいまちをつくる

【基本的方向】

少子化に歯止めをかけるため、引き続き、結婚、妊娠・出産の希望がかなう環境の実現をめざす。

このため、結婚の希望をかなえるための出会いの場の創出、安心して妊娠・出産・育児ができる切れ目ない支援の提供に取り組む。

また、これまでの子ども・子育て支援に加え、地域や商店街など、まち全体で子どもや子育てを応援してもらえ環境の整備に取り組むとともに、児童生徒が「確かな学力」を身につけることや安全・安心に学べる教育環境の整備を行い、子育て環境及び学校における教育環境の更なる充実を図ることにより、「子どもをみんなで育てる子育てしやすいまち」をつくる。

特に「選ばれるまちになる」ため、「こども元気プロジェクト」として、子どもたちが遊びながら成長できる場所や、子どもの遊び場と子育てに関する相談ができる場所をつくることで、子育てしやすい環境の充実強化を図る。

◆子育てしやすいまちと思う割合

42.1% (元年度) ⇒ 60.0% (6年度)

◆婚姻数 (暦年)

1,872件 (29年) ⇒ 1,900件 (6年)

◆出生数 (暦年)

2,999人 (30年) ⇒ 3,040人 (6年)

重点プロジェクト

こども元気プロジェクト

具体的施策及びKPI

体系	具体的施策	KPI
(1)結婚・妊娠・出産の希望をかなえる 結婚や出産を望む市民の希望を実現するため、婚活交流会や企業間交流事業による独身者に対する出会いの機会の提供や結婚に対する意識の醸成に取り組むとともに、保健師等による妊産婦への相談や保健指導等により、妊娠・出産への支援を行う。		
	①結婚を希望する独身者の支援	・地域資源を活用した体験型婚活交流会によるマッチング数 17件(30年度) ⇒ 20件(6年度) ・「Wizcon(ウィズコン)ながさき」におけるマッチング件数 5件(元年度※4カ月間) ⇒ 35件(6年度)
	②妊娠・出産への支援	・妊婦の健康相談対応件数(延件数) 2,795件(28~30年度平均) ⇒ 2,795件(6年度)
(2)子育ての環境を充実する 情報の収集・発信、相談体制の充実や子育ての負担軽減、子どもの育ちへの支援など、これまでの子ども・子育て支援に加え、地域や商店街など、まち全体で子どもや子育てを応援してもらうことで、長崎市がさらに「子育てしやすいまち」となることを実現するため、引き続き子育て環境の充実に取り組む。		
	①幼児期の教育・保育の充実 (教育・保育施設等の適正な量の確保、教育・保育の質の向上)	・保育所等待機児童数(年度当初の数値) 0人(元年度) ⇒ 0人(6年度)
	②-ア 子育ての負担軽減(子育てに関する情報の収集・発信の充実)	・ホームページ「イーカオ」にアクセスした件数 224,732件(30年度) ⇒ 356,000件(6年度)
	②-イ 子育ての負担軽減(子育てに関する相談体制の充実)	・こども総合相談における助言指導により改善が見られた割合 92.7%(30年度) ⇒ 93.0%(6年度)
	②-ウ 子育ての負担軽減(子育てを通じた仲間づくりの推進)	・子育て支援センターの延利用者数 31,444人(30年度) ⇒ 45,445人(6年度)
	②-エ 子育ての負担軽減(家庭の子育て力向上の支援)	・お遊び教室の参加者数 15,327人(30年度) ⇒ 15,327人(6年度)
	②-オ 子育ての負担軽減(地域や商店街、職場などで子育てを応援する取組みの推進)	・ファミリー・サポート・センターの延利用日数 2,124日(30年度) ⇒ 2,536日(6年度) ・赤ちゃんの駅の認定施設数 44件(30年度) ⇒ 110件(6年度)
	②-カ 子育ての負担軽減(子育てを総合的に支援するための拠点の整備)	・(仮称)こどもセンター基本構想・基本計画の策定 策定完了(3年度)
	②-キ 子育ての負担軽減(経済的支援の実施)	・子育てにお金がかかり経済的不安を感じる割合 69.1%(元年度) ⇒ 68.0%(6年度)
	③-ア 子どもの育ちへの支援(子どもが遊び・学ぶ場の充実)	・放課後児童クラブ利用可能児童数 7,693人(元年度) ⇒ 8,305人(6年度) ・放課後子ども教室を実施している小学校区数 49小学校区(元年度) ⇒ 67小学校区(6年度) ・あくりの丘の全天候型子ども遊戯施設の整備 建設完了(4年度)
	③-イ 子どもの育ちへの支援(子どもの安全対策の推進)	・子どもを守るネットワークパトロール実施回数 6,100回(26~30年度平均) ⇒ 6,100回(6年度)
	④-ア 母と子の健康への支援(妊娠・出産・育児への切れ目ない支援)	・産後ケア事業利用者で育児不安が軽減した産婦の割合 98.2%(30年度) ⇒ 100.0%(6年度)
	④-イ 母と子の健康への支援(子どもの健やかな成長への支援)	・4か月児健康診査の受診率 98.4%(30年度) ⇒ 99.0%(6年度) ・1歳6か月児健康診査の受診率 94.5%(30年度) ⇒ 99.2%(6年度) ・3歳児健康診査の受診率 98.4%(30年度) ⇒ 99.4%(6年度)
	⑤児童虐待等の防止	・虐待の改善率 81.6%(26~30年度平均) ⇒ 82.0%(6年度)
	⑥-ア 子育てと仕事の両立の支援(ワーク・ライフ・バランスの推進)	・県内事業所における1人当たり月平均総実労働時間の対全国比 104.2%(30年) ⇒ 100.0%(6年) ・県内事業所における1人当たり平均年次有給休暇取得率の対全国比 88.6%(30年) ⇒ 100.0%(6年)
	⑥-イ 子育てと仕事の両立の支援(子育てと仕事の両立のための基盤整備)	・保育所等待機児童数(年度当初の数値)(2-(2)-①-アより再掲) 0人(元年度) ⇒ 0人(6年度) ・病児・病後児保育の延受入可能人数 12,258人(30年度) ⇒ 14,000人(6年度) ・放課後児童クラブ利用可能児童数(2-(2)-③-アより再掲) 7,693人(元年度) ⇒ 8,305人(6年度)
(3)学校における教育環境を充実する 児童生徒の確かな学びを支える教育環境をつくる。		
	①児童生徒が「確かな学力」を身につけるための教育環境の充実	・夢や目標を持っている小中学生の割合(3-(1)-②-ウより再掲) 77.2%(30年度) ⇒ 82.2%(6年度) ・小中学校で行う学校評価における「わかりやすい授業を行っている」の割合 90.6%(30年度) ⇒ 95.0%(6年度)
	②児童生徒が安全・安心に学べる教育環境の整備	・小中学校で行う学校評価における「教育的ニーズへの対応」の割合 85.8%(30年度) ⇒ 90.0%(6年度) ・小中学校で行う学校評価における「学校は児童生徒の安全に気を配っている」の割合 92.5%(30年度) ⇒ 95.0%(6年度)

目標及び数値目標

3 「まちの形」と「まちを支えるしくみ」をつくる

【基本的方向】

人口が減少しても暮らしやすいまちを維持していくため、地域コミュニティの活性化やまちづくりの人材育成及び協働の推進等を図りながら、地域の力でまちづくりを進める。また、高次な都市機能を維持・集積し、地区ごとの人口規模に見合った公共施設等の見直しを行い、コンパクトで暮らしやすいまちをつくとともに、中心部と周辺部が道路や公共交通・情報などのネットワークでつながり、どこに住んでも暮らしやすいまちをめざす。

特に「選ばれるまちになる」ため、「まちをつなげるプロジェクト」として、公共交通ネットワークなど、中心部と周辺部をつなげる仕組みづくりに取り組むとともに、光回線の整備を促進することで、中心部から周辺部へ情報ネットワークを拡充する。

- ◆ 住みやすいと思う市民の割合
76.8% (30年度) ⇒ 80.0% (6年度)
- ◆ 自分が住んでいる地域に愛着を持っている市民の割合
70.5% (元年度) ⇒ 75.0% (6年度)

重点プロジェクト まちをつなげるプロジェクト

具体的施策及びKPI

体系	具体的施策	KPI
(1)地域の力でまちづくりを進める 自治会をはじめとする地域の各種団体の活性化とその団体の連携を促進するとともに、活動の核となる拠点整備及び人材育成を推進する。また、総合事務所、地域センター、本庁が連携をとりながら、住民が自分たちの地域に必要なことを自分たちで決めて実行する地域自治の支援を行う。		
①地域コミュニティの活性化	・地域コミュニティ連絡協議会の設立地区数	8地区(30年度) ⇒ 61地区(6年度)
	・自治会加入率	68.7%(元年度) ⇒ 70.0%(6年度)
②まちづくりの人材育成及び協働の推進	・夢や目標を持っている小中学生の割合	77.2%(30年度) ⇒ 82.2%(6年度)
	・地域活動や市民活動への参加意向割合	84.6%(30年度) ⇒ 87.1%(6年度)
	・協働事業の件数	487件(30年度) ⇒ 540件(6年度)
	・協働事業を実施している所属の割合	49.1%(30年度) ⇒ 54.1%(6年度)
③地域防災力の向上	・自主防災組織結成組織率	60.1%(30年度) ⇒ 72.0%(6年度)
(2)コンパクトで暮らしやすいまちをつくる 今後、人口減少が進む中においても、高次な都市機能の維持・集積により中心市街地を活性化し、地区ごとの人口規模に見合った公共施設等の規模の見直しや適正配置を行い、コンパクトで暮らしやすいまちをつくる。		
①高次な都市機能を維持・集積	・平日1日当たりの歩行者通行量(中心市街地16地点の合計)	141,200人(2年度) ⇒ 146,800人(6年度)
	・休日1日当たりの歩行者通行量(中心市街地16地点の合計)	132,900人(2年度) ⇒ 138,200人(6年度)
②将来に向けた公共施設等の見直し	・地区別計画の策定(完成)済地区数【累計】	1地区(元年度) ⇒ 17地区(6年度)
(3)地域をネットワークでつなぐ 人口減少の中であっても中心部と周辺部が道路や公共交通・情報などのネットワークでつながり、どこに住んでも暮らしやすいまちを目指す。		
①道路ネットワークの充実	・補助幹線道路の事業進捗率(事業費ベース)	56.0%(元年度) ⇒ 87.2%(6年度)
②公共交通網の仕組みづくりと維持	・公共交通徒歩圏人口カバー率	79.3%(元年度) ⇒ 79.3%(6年度)
③情報ネットワークの整備促進	・光インターネットサービス未整備地区	9地区(元年度) ⇒ 0地区(5年度)
④広域連携の推進	・広域連携の推進による連携事業数	21件(元年度) ⇒ 26件(6年度)
⑤Society5.0の実現に向けた技術活用の促進	・地域課題の解決や地域経済の活性化につながる先進的技術や官民データの活用を促進する取組み数	1件(元年度) ⇒ 6件(6年度)

目標及び数値目標

特定目標 交流の産業化

【基本的方向】

長崎市は、鎖国時代に唯一西洋に開かれた窓口として、特に人の交流によって栄えた都市であり、歴史、伝統、文化、自然や景観等の他の都市にない豊かな地域資源がある。これまで長崎市では、この地域資源を開拓し、磨き、そして活かすまちづくりを進めてきており、まちづくりの方向性がまさに地方創生の方向性と同じである。

これまでの取組みにおいても、平成30年の観光消費額が過去最高額となるなどの成果を上げてきたところである。

引き続き、長崎市が誇る有形・無形の地域資源に磨きをかけ、情報を国内外に発信して「人」の交流を生み出し、質の高いサービスを提供するための創業や既存事業の拡充を図り、定住人口の減少に伴う消費縮小を補うことで、雇用創出と所得向上につなげていく。

その結果、市民が自らの個性や強みを活かせる新たなしごとを創出できる、選択できるまち長崎が実現することで地域資源が更に磨かれ、交流の拡充、ひいては定住の促進が図られるという好循環の確立をめざし、国内観光オンリーの「昭和の観光都市」から、インバウンドやMICE、スポーツ、文化などを加えた多くの訪問客を迎える「21世紀の観光都市」へ、民間の主体的な参画を促しながらレベルアップを図り、観光客と消費額の拡大を加速していく。

特に「選ばれるまちになる」ため、「まちMICEプロジェクト」として、MICE開催を契機として、まちの中に人を呼び込み、滞在時間と消費の拡大につなげ、MICE開催による効果をまち全体に波及させる。

◆観光消費額（暦年）

1,496億円（30年） ⇒ 1,848億円（6年）

◆経済波及効果【県内】

2,292億円（30年） ⇒ 2,869億円（6年）

重点プロジェクト

まちMICEプロジェクト

具体的施策及びKPI

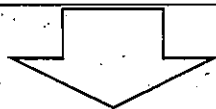
体系	具体的施策	KPI
(1)顧客創造プロジェクト 効果的・効率的な情報発信とプロモーションを行いながら、外国人観光客やビジネス客などに、長崎市を選んでもらうとともに、訪れていただくエリアの拡大を図る。		
	①外国人観光客の誘致・受入の推進	・外国人延べ宿泊者数 306,019人泊(30年) ⇒ 353,000人泊(6年) ・クルーズ客船乗客・乗務員数 732,538人(元年) ⇒ 795,000人(6年)
	②MICE誘致・受入の推進	・出島メッセ長崎利用者数 0(元年度) ⇒ 610,000人(6年)
	③交流のエリア拡大	・平日1日当たりの歩行者通行量(中心市街地16地点の合計) 141,200人(2年度) ⇒ 146,800人(6年度)
		・休日1日当たりの歩行者通行量(中心市街地16地点の合計) 132,900人(2年度) ⇒ 138,200人(6年度)
		・グリーンツーリズム体験プログラムの参加者数 11,908人(27~30年度平均) ⇒ 13,258人(6年度)
		・世界遺産構成資産来訪者数(4資産)(特-(2)-①より再掲) 1,617,697人(30年度) ⇒ 1,717,218人(6年度)
(2)価値創造プロジェクト 長崎を訪れる訪問客の満足度の向上を図るため、資源の磨き上げを行うとともに、「ひと(人材)」を育成・確保しながら、上質な独自の「しごと(サービス)」を提供する。		
	①資源の磨き上げ	・稲佐山利用者数 523,569人(30年度) ⇒ 643,844人(6年度) ・世界遺産構成資産来訪者数(4資産) 1,617,697人(30年度) ⇒ 1,717,218人(6年度)
	②サービスの向上と創出	・観光満足度[暦年] 54.5%(28年) ⇒ 58.5%(6年)
		・観光消費単価[暦年] 21,216円(30年) ⇒ 22,765円(6年)
		・長崎市内の食品製造業における粗付加価値額 92億円(29年度) ⇒ 92億円(6年度)
(3)交流を支える都市の基盤整備 都市基盤の整備や都市の魅力向上により、交流人口の受入れ環境の強化を図る。		
	①陸の玄関口の整備	・長崎駅周辺土地区画整理事業の進捗率[累計] 23.0%(30年度) ⇒ 100%(5年度)
	②海の玄関口の整備	・長崎港におけるクルーズ船の寄港回数[暦年] 183回(元年) ⇒ 200回(6年)
	③中心市街地の活性化	・平日1日当たりの歩行者通行量(中心市街地16地点の合計) 141,200人(2年度) ⇒ 146,800人(6年度)
		・休日1日当たりの歩行者通行量(中心市街地16地点の合計) 132,900人(2年度) ⇒ 138,200人(6年度)
(4)交流の産業化を進める体制づくり 長崎市版DMOにより国内外の観光誘客及びMICE誘致・受入の強化を図るとともに、観光振興策の新たな財源として、宿泊税の導入に向けた検討を進め、長崎創生に向けた体制づくりを推進する。		
	①長崎市版DMOの機能充実	・観光客数[暦年] 705万人(30年) ⇒ 812万人(6年) ・日帰り観光客数[暦年] 439万人(30年) ⇒ 499万人(6年) ・宿泊客数[暦年] 266万人(30年) ⇒ +A1:024313万人(6年)

2 長崎市国土強靱化地域計画について

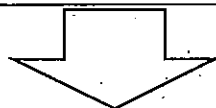
(1) 国土強靱化とは

ア 背景

- ・ 自然災害の頻発化、激甚化 → 人命、経済的、社会的損失
- ・ 復旧、復興の繰り返し



大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を、まちづくり政策や産業政策を含めた総合的な取組として計画的に実施し、強靱な国づくり・地域づくりを推進する必要がある。



【国】

平成 25 年 12 月

「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」。）」を制定

平成 26 年 6 月

「国土強靱化基本計画」を策定

【長崎県】

平成 27 年 12 月

「長崎県国土強靱化地域計画」を策定

(2) 国土強靱化地域計画の策定の必要性

ア 国土強靱化地域計画とは

地方公共団体は、国土強靱化に関する施策の推進のため、国土強靱化に関して他の計画等の指針となるべきものとして国土強靱化地域計画を策定することができる。

基本法第13条（国土強靱化地域計画）

都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

イ 地方公共団体の責務

地方公共団体は、大規模自然災害等からの住民の生命、身体及び財産の保護と、災害等が住民生活や経済に及ぼす影響の最小化のため、国の基本計画及び県の地域計画と調和を図りながら、地域の状況に応じた国土強靱化に資する施策を総合的かつ計画的に策定し実施する必要がある。

基本法第2条（基本理念）

国土強靱化に関する施策の推進は、東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）から得られた教訓を踏まえ、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要であるとともに、国際競争力の向上に資することに鑑み、明確な目標の下に、大規模自然災害等からの国民の生命、身体及び財産の保護並びに大規模自然災害等の国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化に関連する分野について現状の評価を行うこと等を通じて、当該施策を適切に策定し、これを国の計画に定めること等により、行われなければならない。

基本法第4条（地方公共団体の責務）

地方公共団体は、第2条の基本理念にのっとり、国土強靱化に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

ウ 国土強靱化地域計画に基づく取組を進めるメリット

(ア) 被害の縮小

計画に基づく取組を通して地域が強靱化されれば、被害の大きさそれ自体を小さくできる。

(イ) 施策（事業）のスムーズな進捗

地域計画を策定し、進捗管理を図ることで国土強靱化に係る施策がより効果的かつスムーズに進捗することが期待できる。

また、地域計画に基づく取組に対して関係府省所管の交付金・補助金の優先配分等による支援が行われ、取組を加速することができる。なお、令和3年度以降の国土強靱化に関する交付金・補助金については、地域計画に基づき実施される取組であることを要件化することが検討されていることから、地域計画の有無により、地域における防災等の財源確保に影響を受ける可能性がある。

地域計画を有する自治体への財政的優遇策

～R1 一定程度配慮

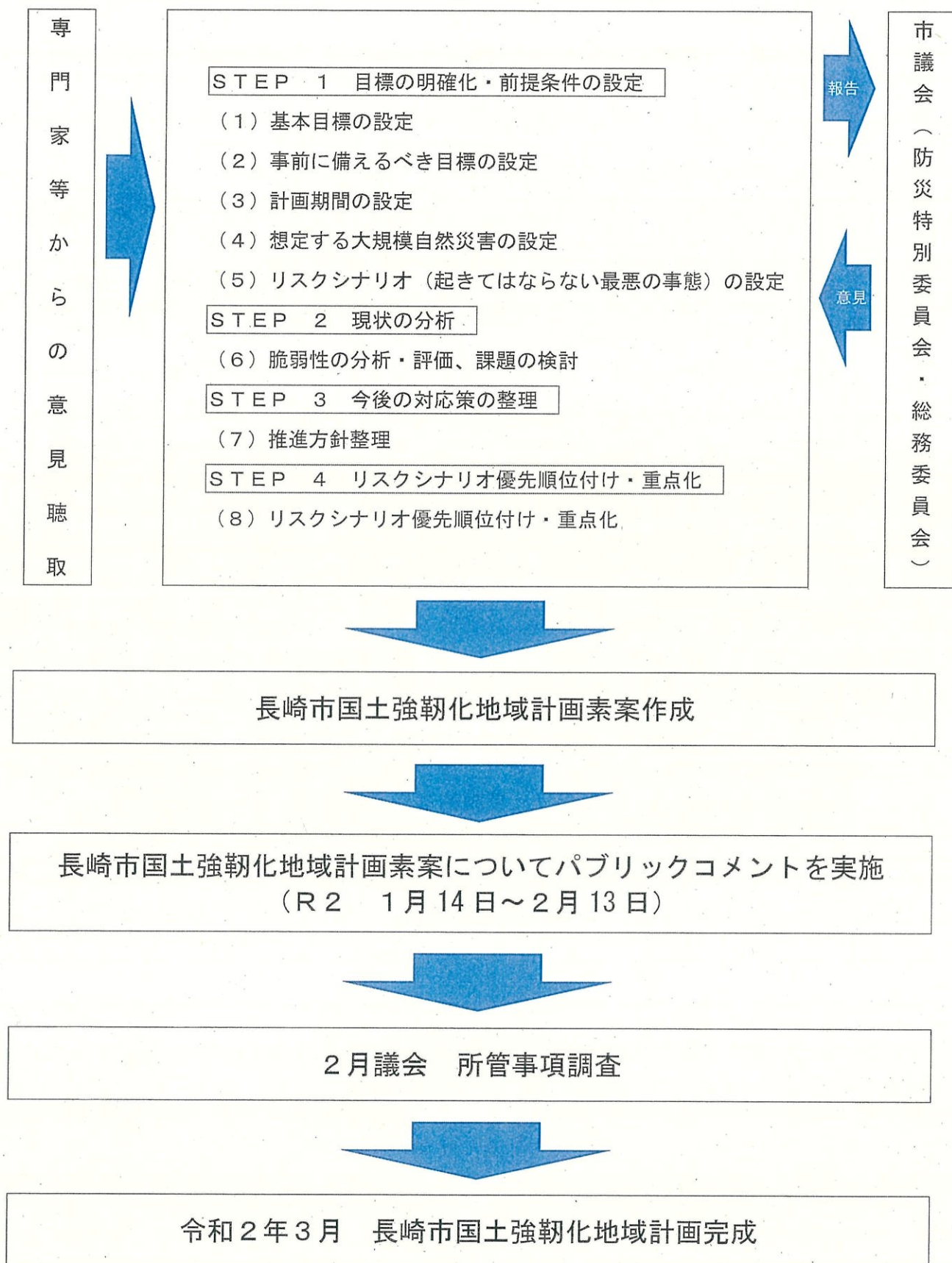
R2 重点化（重点配分・優先採択）

R3 要件化

(ウ) 地域の持続的な成長

計画に基づく取組により地域が強靱化されることにより、住民や民間事業者の地域に対する安全、安心感の高まりが期待できるとともに、民間企業の投資を呼び込み地域の活性化につながり、持続的な成長を促すことが期待できる。

(3) 策定のながれ



(4) 長崎市国土強靱化地域計画の概要について

ア 長崎市国土強靱化地域計画の趣旨

(ア) 策定の趣旨と位置づけ

- ・基本法第13条に基づき策定するもの
- ・基本計画、長崎県国土強靱化地域計画及び長崎市総合計画との調和を図り、本市のさまざまな分野の計画等の国土強靱化に関する指針となるものである。

(イ) 計画年度

- ・概ね5年ごとに見直す。ただし、今回の計画期間については、長崎市第五次総合計画前期基本計画の終期と合わせ、令和2年度から令和7年度までの6年間とする。
- ・災害の発生など状況の変化に応じて、随時見直す。

イ 長崎市の地域特性及び災害想定

本計画を策定するうえで対象とする自然災害は、過去の被災事例から次の大規模自然災害とする。

- (ア) 大雨・豪雨
- (イ) 台風（強風・大雨・高潮・高波）
- (ウ) 地震・津波
- (エ) 渇水

ウ 長崎市国土強靱化地域計画の構成 …… 別紙

(ア) 事前に備えるべき目標

- ・県地域計画では、国が設定している8つの項目に加え、「離島・半島の孤立地域の発生を回避する」を追加している。本市においても離島・半島を有し同様の状況が想定されることから、事前に備えるべき目標については県と同様に9項目とした。

(イ) 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

- ・仮に起きれば致命的な影響が生じると考えられる「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」については、国基本計画や県地域計画のリスクシナリオと調和を図る必要があるが、観光客や文化財、斜面地が多い本市の地域の特性を加味して44項目とした。

(ウ) 推進方針

・「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために、現状で何が不足し、これから何をすべきかという視点から、必要な推進方針を定めた。

(エ) 重点化

・限られた資源で効率的・効果的に強靱化を進めるためには、施策の優先順位付けを行い、優先順位の高いものについて、重点化しながら進める必要がある。
・重点化にあたっては、「起きてはならない最悪の事態」の中から特に回避すべき最悪の事態を、次の4つの視点と国及び県の計画との整合を考慮し、44のリスクシナリオから19項目を重点化すべきものとして選定した。

【重点化にあたっての視点】

- a 過去に経験した豪雨、台風、土砂災害等による被害の規模
- b 離島・半島、斜面地等の地域特性
- c 社会情勢、環境の変化（地域防災力の低下、インフラ老朽化、気候変動等）
- d 緊急性（人命保護に直結、リスクの切迫性等）

エ 長崎市地域計画の推進

- ・長崎市地域計画に係る施策を総合的、計画的に推進するため、その進捗管理をPDCA（Plan-Do-Check-Action）サイクルにより行うこととし、毎年度、指標や各施策の進捗状況を踏まえながら検証を行い、必要に応じて計画の見直しを図っていくこととする。
- ・推進方針で示した本市の主な取組の進捗状況を把握するための指標を次のとおり設定した。なお、計画策定後においても、状況変化等に対応して、適切な目標値の見直しや新たな指標の設定を行う。

No	指標名	基礎値	目標※1	リスクシナリオ
1	住宅の耐震化率	72%(H15)	95%(R7)	1-1、2-9
2	多数の者が利用する建築物の耐震化率	70%(H18)	95%(R7)	1-1、2-9
3	高規格・地域高規格道路の供用延長	0%(R1)	100%(R10)	1-3、2-1、2-3、2-5、2-6、5-1、5-5、6-4、9-1
4	幹線道路(国県道)の供用延長	0%(R1)	100%(R10)	1-3、2-1、2-3、2-5、2-6、5-1、6-4、9-1
5	市街地等(市道)の無電柱化率※2	0%(H30)	100%(R2)	1-3、5-1、5-5、6-1、6-4
6	雨水管整備率	71.6(H26)	72.3%(R1)	1-4

7	居住誘導区域内の人口密度	69.2人/ha(H28)	60人/ha(R17)	1-5、2-9
8	車みち整備率	76.2%(R1) (3,200m/4,200m)	100%(R5)	2-9
9	基幹管路の耐震化率	37.6%(H26)	50%(R1)	6-2
10	コンクリート管の管更生率	14.9%(H26)	35.4%(R1)	6-3

※1 目標年度がR1となっている指標は、現在次期の個別計画を策定中。個別計画の策定が完了次第、目標値及び目標年度を修正予定。

※2 第7期無電柱化推進計画に掲載している7路線を対象としている【八千代町尾上町1号線(尾上町～尾上町)/尾上町八千代町1号線(尾上町～尾上町)/尾上町2号線(尾上町～尾上町)/籠町稲田町1号線(館内町～稲田町)/八千代町尾上町1号線(八千代町～尾上町)/八千代町宝町1号線(八千代町～宝町)/尾上町1号線(尾上町～上町)】

長崎市国土強靱化地域計画の構成

エ 重点化

ア 事前に備えるべき目標	イ 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	
	ウ 推進方針	
1 直接死を最大限防ぐ	1-1	市街地での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
	1-1-①	住宅・建築物の耐震化
	1-1-②	公共施設等の耐震化
	1-1-③	多数の者が利用する建築物の耐震化
	1-1-④	交通施設、沿線・沿道建物の耐震化
	1-1-⑤	路面電車・バスの安全確保のための施設整備
	1-1-⑥	公共施設等の漏水対策
	1-2	学校や社会福祉施設、観光施設などの不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
	1-2-①	防火対策の推進
	1-2-②	土地区画整理事業の推進
	1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
	1-3-①	避難場所等の確保、避難所の耐震化等
	1-3-②	海岸堤防等の老朽化対策の推進
	1-3-③	水門等の効果的な管理運用
	1-3-④	津波避難対策等の住民周知等
	1-3-⑤	高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備
	1-3-⑥	無電柱化等
	1-3-⑦	漁港施設の静穏度確保及び海岸保全区域の越波対策
	1-4	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
	1-4-①	河川改修等の治水対策の推進
	1-4-②	防災情報の提供
	1-4-③	内水対策に係る人材育成
	1-5	土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、その後長期にわたり国土の脆弱性が高まる事態
1-5-①	土砂災害対策の推進	
1-5-②	治山事業の促進	
1-5-③	警戒避難体制の整備等、土砂災害警戒区域等の周知	
1-5-④	地域防災力の向上と人材育成	
1-5-⑤	立地適正化計画による安全・安心な場所への居住誘導	
1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	
1-6-①	情報伝達手段の多様化等	
1-6-②	道路情報提供装置の整備	
1-6-③	長崎市職員の人員確保・体制整備	
1-6-④	災害発生時の情報発信	
2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期間の停止
	2-1-①	水道施設の耐震化
	2-1-②	物資輸送ルートの確保
	2-1-③	高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備
	2-1-④	備蓄物資の供給体制等の強化
	2-1-⑤	医療用資機材・医薬品等の供給体制の整備
	2-1-⑥	医療用資機材・医薬品等の備蓄
	2-1-⑦	応急給水体制の整備

ア 事前に備えるべき目標	イ 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	
	ウ 推進方針	
	2-2	避難所等の機能不全などにより被災者の生活が困難となる事態
	2-2-①	避難所等の確保、避難所の耐震化等
	2-2-②	避難所生活での感染症の流行等やエコノミークラス症候群等の疾患への対策の推進
	2-2-③	電力供給遮断時の電力確保
	2-2-④	避難所運営改善
	2-2-⑤	避難行動要支援者への支援
	2-2-⑥	拠点避難所の整備
	2-3	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
	2-3-①	孤立集落対策の推進
	2-3-②	高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備
	2-4	消防の被災等による救助・救急活動等の絶対的な不足
	2-4-①	消防の体制等強化
	2-4-②	情報通信機能の対災害性の強化
	2-4-③	DMATとの連携
	2-5	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期間の途絶
	2-5-①	高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備
	2-6	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
	2-6-①	医療救護活動の体制整備
	2-6-②	DMATとの連携
	2-6-③	EMISの活用
	2-6-④	災害対応マニュアルなどの見直し
	2-6-⑤	高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備
	2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模な発生
	2-7-①	感染症の発生・まん延防止
	2-7-②	汚水処理施設の耐震化、下水道BCPの実効性向上
	2-7-③	避難所生活での感染症の流行等やエコノミークラス症候群等の疾患への対策の推進
	2-8	国内外からの観光客等が適切な情報を得ることができないことによる混乱、また、避難施設の不足及び水・食料等の供給不足
2-8-①	一時滞在施設の確保、水・食料等の備蓄	
2-8-②	情報伝達システムの整備	
2-9	災害発生時における斜面市街地等での狭隘な道路や階段が多いことによる避難困難や、消防・救急活動の阻害	
2-9-①	住宅・建築物の耐震化	
2-9-②	道路の改良	
2-9-③	空き家対策	
2-9-④	立地適正化計画による安全・安心な場所への居住誘導	
3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	3-1-①	公共施設等の耐震化
	3-1-②	電力供給遮断時の電力確保
	3-1-③	BCPの見直し等
3-1-④	長崎市WAN及び基幹系ネットワークの機器等の冗長化等	
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	電力の供給停止等による情報通信の麻痺や長期間の停止
	4-1-①	情報通信機器の対災害性の強化等
	4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
4-2-①	情報伝達手段の多様化等	

ア 事前に備えるべき目標	イ 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	
	ウ 推進方針	
5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下
	5-1-①	サプライチェーン確保のための道路等の防災、震災対策等の推進
	5-1-②	企業におけるBCP策定等の支援情報の周知等
	5-1-③	高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備
	5-1-④	無電柱化等
	5-1-⑤	災害時の物資輸送ルートの代替性・冗長性の確保
	5-1-⑥	中小企業に対する災害時の金融支援措置
	5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
	5-2-①	燃料供給ルート整備等
	5-3	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
	5-3-①	危険物施設の安全対策等の強化
	5-3-②	危険物施設等の災害に備えた消防力の強化
	5-4	海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響
	5-4-①	輸送ルートの確保
	5-4-②	漁港の老朽化対策
	5-5	基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止
	5-5-①	緊急輸送機能の整備
	5-5-②	都市交通系の整備
	5-5-③	災害時等対応マニュアルの整備
	5-6	食料等の安定供給の停滞
	5-6-①	備蓄物資の供給体制等の強化
	5-6-②	緊急物資の輸送体制の構築
	5-6-③	漁港の機能保全
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク(発電電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
	6-1-①	電力供給遮断時の電力確保
	6-1-②	再生可能エネルギー等の導入推進
	6-1-③	危険物施設の安全対策等の強化
	6-1-④	危険物施設等の災害に備えた消防力の強化
	6-1-⑤	無電柱化等
	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
	6-2-①	水道施設の耐震化
	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-3-①	汚水処理施設の耐震化、下水道BCPの実効性向上
	6-3-②	し尿処理施設の防災対策の強化
	6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
	6-4-①	高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備
6-4-②	無電柱化等	
6-5	異常洪水等により用水の供給の途絶	
6-5-①	水資源の有効利用等	
6-5-②	水資源関連施設等の整備	
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生
	7-1-①	消火・救助活動能力の強化
	7-1-②	土地区画整理事業等の推進
	7-1-③	都市公園事業の推進
	7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生
	7-2-①	危険物施設の安全対策等の強化
7-2-②	危険物施設等の災害に備えた消防力の強化	

ア 事前に備えるべき目標	イ 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	
	ウ 推進方針	
	7-3	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
	7-3-①	交通施設、沿線・沿道建物の耐震化
	7-3-②	路面電車・バスの安全確保のための施設整備
	7-4	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	7-4-①	ダム等の補強対策等の促進
	7-5	有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大
	7-5-①	危険物施設等の災害に備えた消防力の強化
	7-5-②	有害物質の流出対策等の推進
	7-6	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
	7-6-①	農地浸食防止対策の推進
	7-6-②	適切な森林整備
	7-6-③	治山事業の促進
	7-6-④	鳥獣被害防止対策の推進
	7-7	風評被害等による経済等への甚大な影響
7-7-①	情報発信経路	
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-1-①	災害廃棄物処理計画の適正な運用
	8-1-②	ストックヤード(仮置場)の確保
	8-1-③	災害廃棄物処理等に係る協力体制の実効性向上
	8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-2-①	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の確保・育成
	8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3-①	コミュニティ強化の支援
	8-3-②	ボランティア支援
	8-3-③	避難訓練
	8-4	道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-4-①	復旧・復興体制整備
	8-4-②	地籍調査の推進
8-4-③	幹線等の耐震化	
8-5	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
8-5-①	液状化現象に係る市民への周知	
8-6	住居の確保等の遅延により被災者の生活再建が大幅に遅れる事態	
8-6-①	拠点避難所の整備	
8-6-②	関係機関との情報提供及び連携	
8-7	災害等による貴重な文化財等の損壊、喪失等により、長崎らしさが失われる事態	
8-7-①	文化財の災害予防対策の推進	
8-7-②	被災文化財等への対応体制整備の推進	
9 離島・半島の孤立地域の発生を回避する	9-1	離島・半島のインフラ損壊による孤立地域の発生
	9-1-①	物資輸送ルートの確保
	9-1-②	高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備
	9-1-③	耐災害性の強化
	9-1-④	リダンダンシーの向上
	9-1-⑤	備蓄物資の供給体制等の強化
	9-1-⑥	老朽化対策推進
9-1-⑦	災害廃棄物処理計画の適正な運用	